

2022年8月10日
独立行政法人国際協力機構
資金協力業務部

無償資金協力事業における施工会社（店社）による 海外建設現場安全パトロール 実施要領

1 背景

JICAでは、ODAによる公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、「[ODA 建設工事安全管理ガイドンス](#)」を策定しています。

このガイドンスの冒頭には「「安全文化」を定着・浸透させ、自律的に労働安全対策が組織内で積極的に推進される仕組みの構築を図るとともに、安全意識を高める努力を行う必要がある」とあります。

また、このガイドンスの1.3.1.5には、「発注者／エンジニア（コンサルタント）は、応札者／コントラクターが策定／提出した「安全対策プラン」を建設工事の安全確保の観点からレビューする」とあり、1.3.2.1には「応札者／コントラクターは、建設段階に、「安全施工プラン」を策定し、発注者／エンジニア（コンサルタント）に提出する」とあります。

つまり、コンサルタントにおいては、この両プランの実施活用を通じて施工会社の行う安全対策の内容を確認し、下請会社を含む作業員全員に安全意識が定着・浸透するよう施工会社に指導することが求められています。加えて、現場の自律的な安全管理の仕組みの構築には、施工会社の安全管理教育を担う安全担当部門が果たす役割は大きいと考えています。

よって、施工会社が主体的に労働安全の啓発を図るための手段として、標記「施工会社（店社）による海外建設現場安全パトロール」実施要領に基づき、コンサルタント及び施工会社（店社）が安全担当職員を派遣し、現場の実施状況を確認することが重要と考えます。

2 目的

(1) 施工会社による「安全対策プラン」及び「安全施工プラン」に沿った現場の安全管理体制の確認

- 着工準備段階で作成した「安全対策プラン」の実施促進
- 「安全施工プラン」の作成支援（着工時）
- 「安全施工プラン」通りに進められているかどうかの確認

(2) 施工会社による工事安全に係る包括的な取組の促進

無償資金協力事業における現場の労働安全につき、現場の自主管理のみではなく、施工会社本支店の安全担当部門の関与を促すことで、より工事安全への意識を高め、労働災害数の減少を図る。

(3) 施工会社のリソースを活用した工事安全の促進

施工会社の安全担当部門が有する国内外の工事安全に係る知見を活用し、施工会社の自主的な安全管理にかかる活動を促進する。ひいては日本の安全文化の考え方やその実施方法の現地への指導、定着を後押しする。

(4) コンサルタントが考える工事安全の留意点の共有

詳細設計を実施したコンサルタントとして、一連の調査、概略設計の過程を通して想定される工事安全上の留意点を施工会社と共有し、現場に即した安全対策プラン及び安全施工プランの実施を促進する。

3 実施内容

(1) 名称 工事安全管理指導

(2) 派遣回数

最大2回

- 工事着工時に1回¹
- 中間期、またはリスクが大きい工種の開始時期に1回²

(3) 派遣団構成人数

- コンサルタント：業務主任または安全担当者1名
- 施工会社：店社安全担当者1名

(4) 日数

1回あたり、現地滞在3日間を目安とする。

注) 現場が数か所あり、かつ移動に時間がかかる場合は別途検討のこと。

(5) 派遣 TOR

① コンサルタント

ア) 調査段階及び詳細設計等を通じて得た工事安全上の留意点を常駐監理者・施工会社に共有

イ) 常駐監理者に向け、施工会社が作成した「安全対策プラン」及び「安全施工プ

¹ アフリカ土木案件、及び30億円以上の案件では、品質管理会議の実施が既定されているので、同会議に合わせて実施してください。

² 本制度は、死亡事故等重大な事故が発生した場合の、施工会社の自費による派遣を妨げるものではありません。

ラン」にかかるチェックポイントの指導

- ウ) 施工会社が作成した「安全対策プラン」及び「安全施工プラン」に沿った安全管理実施状況の確認³
- エ) 施工会社が実施する安全パトロールへの参加
- オ) 施工会社が実施する安全セミナー（施工会社現場所員向け）への参加
- カ) 工事安全管理指導報告書の作成、JICA 資金協力業務部（実施監理課）への提出

② 施工会社

- ア) 施工会社が作成した「安全対策プラン」及び「安全施工プラン」に沿った安全管理実施状況の確認
- イ) 必要に応じ、コンサルタントの意見を反映した形での「安全対策プラン」及び「安全施工プラン」の修正・更新
- ウ) 安全パトロールの実施
- エ) 安全セミナー（施工会社現場所員向け）の開催
（上記 ウ）の安全パトロール結果の共有を含む）⁴
- オ) 施工会社現場所員から下請会社への安全セミナー実施体制の確認
- カ) 下請会社から作業員への安全教育指導の実施体制の確認
- キ) 工事安全管理指導報告書の作成、工事監理者（コンサルタント）及び JICA 資金協力業務部（実施監理課）への提出

4 予算

- (1) コンサルタント業務主任または安全担当による安全パトロール実施に必要な費用（本邦から現場への往復の旅費等）をコンサルタント契約に含める。
- (2) 施工会社安全担当による安全パトロール実施に必要な費用（本邦から現場への往復の旅費等）を業者契約に含める。

以 上

³ 特に施工業者と下請業者との連携が重要であり、その点も踏まえた安全管理体制についても確認することが必要と考えます。

⁴ 安全セミナー資料の内容は、実施後に現場所員が下請会社及びその作業員に対してセミナーを実施できるよう、日本の一般的な事例を紹介するのではなく、現場の状況に即した、より実践的な内容とすることが望ましいと考えます。